

第 19 節 特例適用（令 32 条）

問 1 冷蔵室（－5℃）、冷凍室（－25℃～－45℃）部分における設置設備は、次のとおりでよいか。※小規模なものは除く。

1 設置場所

（1）冷蔵室、冷凍室部分

消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報設備及び誘導灯は室内には設置は不要であるが、包含は可能な限りすること。（誘導灯は除く。）

2 特例条件

（1）当該部分の温度が自動管理できていること。

（2）可燃性物品等の収容量が極めて少ないこと。

答 1 支障なし。